

令和6年度(2024年度)第1回 豊中市社会教育委員会議

日時：令和7年(2025年)3月13日(木) 16時～18時

場所：第一庁舎6階 教育委員室

次 第

1. 開 会

2. 案 件

- (1) 議長・副議長の選任について
- (2) 社会教育関係団体補助金の交付について
- (3) 社会教育推進の取組みについて
- (4) 令和7年度(2025年度)の主要施策について
- (5) その他

【資料】

資料1 豊中市社会教育委員名簿

資料2 令和7年度(2025年度)社会教育関係団体補助金の交付について

資料3 社会教育推進の取組みについて

資料4 令和7年度(2025年度)教育予算の概要 主要施策(社会教育費抜粋)

資料5 総合教育会議資料

参考資料1 社会教育関係法令(抜粋)

当日資料1 社会教育主事 配置計画

当日資料2 図書館関係資料

当日資料3 青少年自然の家指定管理者の選定

○社会教育法（抜粋）

（社会教育主事及び社会教育主事補の設置）

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

（社会教育主事及び社会教育主事補の職務）

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。

ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

（審議会等への諮問）

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。第五十一条第三項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

- 2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案すること。
- 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。
- 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
 - 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。
 - 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

○豊中市社会教育委員条例

昭和35年3月31日

条例第6号

改正 平成12年3月31日条例第36号

平成19年3月23日条例第1号

平成25年12月20日条例第59号

平成30年3月22日条例第26号

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

第2条 委員の定数は、7人以内とする。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動の関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 社会福祉関係者

第3条 委員の任期は、2年とする。

2 教育委員会は、委員に特別の事情があると認める場合は、任期中であっても解嘱することができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第4条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行する。

2 この条例施行後最初に委嘱する委員のうち半数の委員の任期は、1年とする。

3 他の条例の一部改正〔略〕

附 則（平成12年3月31日条例第36号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第1号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年12月20日条例第59号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日条例第26号）

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

○豊中市社会教育委員条例施行規則

平成12年3月31日

教育委員会規則第4号

改正 平成15年4月1日教育委員会規則第13号

平成23年3月25日教育委員会規則第2号

平成25年3月22日教育委員会規則第2号

平成26年1月27日教育委員会規則第2号

平成27年3月30日教育委員会規則第19号

平成31年3月26日教育委員会規則第6号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市社会教育委員条例（昭和35年豊中市条例第6号）第4条の規定に基づき、社会教育委員（以下「委員」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(議長及び副議長)

第2条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項第2号に規定する会議（以下「会議」という。）に議長、副議長を1名置く。

2 議長及び副議長は、委員の互選による。

3 議長は、会議を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 会議は、議長が招集し、その議事を整理する。

(専門委員)

第4条 会議に、専門の事項を調査審議させるために必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、社会教育課において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際、法第17条第1項第2号の規定に基づいて設置された社会教育委員会議並びに同会議の議長及び副議長は、それぞれこの規則による社会教育委員会議並びに同会議の議長及び副議長とみなす。

附 則（平成15年4月1日教育委員会規則第13号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月25日教育委員会規則第2号抄）

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日教育委員会規則第2号抄）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年1月27日教育委員会規則第2号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月30日教育委員会規則第19号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月26日教育委員会規則第6号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

豊中市社会教育委員名簿

令和6年(2024年)7月1日現在

氏 名	区 分	任 期	所属団体等
山地 輝宜	学校教育関係者	令和 6.7.1 ～令和 7.6.30	小学校校長
福本 雅一	社会教育関係者	令和 5.7.1 ～令和 7.6.30	公民分館協議会会長
井川 恭子	社会教育関係者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	地域教育協議会会長
秋山 京子	家庭教育の向上に 資する活動の関係 者	令和 5.7.1 ～令和 7.6.30	民生・児童委員 学校支援コーディネーター
寺嶋 繁典	学識経験者	令和 5.7.1 ～令和 7.6.30	大学院教授
濱元 伸彦	学識経験者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	大学准教授
佐藤 千佳	社会福祉関係者	令和 6.7.1 ～令和 8.6.30	豊中市社会福祉協議会

令和 7 年度（2025 年度）社会教育関係団体補助金の交付について

社会教育関係団体市補助金交付予定団体一覧

※各年度の加盟団体数・会員数は、2 月 1 日現在

団 体 名	年度	補助金 予算額（千円）	加盟団体数	会員数（人）
豊中市 P T A 連合協議会	R7	450	-	-
	R6	450	55	26,000
	R5	450	55	27,500
豊中市人権教育推進委員協議会	R7	3,650	-	-
	R6	3,650	64	3,263
	R5	3,650	66	3,458
豊中子ども文庫連絡会	R7	567	-	-
	R6	567	10	484
	R5	567	9	477
豊中市こども会連合会	R7	250	-	-
	R6	250	10	485
	R5	300	11	455
ボーイスカウト豊中協議会	R7	216	-	-
	R6	216	14	701
	R5	216	15	760
ガールスカウト豊中地区協議会	R7	171	-	-
	R6	171	6	247
	R5	171	6	247

豊中市 P T A 連合協議会の概要

代表者	三間 隆之
設立年	昭和 31 年 (1956 年)
活動目標	・単位 PTA 相互の連絡調整を図り、単位 PTA 及び豊中市 PTA 全体の健全な発展に寄与する。 ・豊中市立小中学校及び地域社会の教育環境の向上に努める。 ・教育問題について会員の関心を高めるとともに、家庭環境の振興を図る。
R6 予算額	4,911,092 円 (補助金額 450 千円含む)
	主な活動内容 (下線は補助対象事業)
	《総会、役員会》 定時総会(年 3 回)、役員会等(年 8 回程度) 《研究大会》 <u>各 PTA 活動内容の冊子作製</u> 《研修会等》 副会長・生活安全の委員会(あわせて年 2 回程度) 豊能地区対象研修会(年 1 回) 《各ブロック協議会》 会長会(月 1 回)、研究・スポーツ大会(年 1 回) 《情報交換会等》 豊中市教育委員会との情報交換会(年 8 回程度役員会にて) 市長タウンミーティング 《機関紙の発行》 <u>「ホームページによる連 P 活動記録」の発信</u> 《関係団体への参加・参画等》 豊能地区 P T A 協議会 大阪府 P T A 協議会 日本 P T A 協議会近畿ブロック研究大会 日本 P T A 協議会全国研究大会

豊中市人権教育推進委員協議会の概要

代表者	青 木 康 二
設立年	昭和 45 年（1970 年）
活動目標	憲法に定められた基本的人権を守り、一切の差別をなくし、民主主義思想をすべての市民に普及徹底するための人権教育の研究推進をはかる。
R6 予算額	3,919,804 円（補助金額 3,650 千円含む）
月	主な活動内容（すべて補助対象事業）
5	総会、「人権協のあゆみ」発行
6	新推進委員基礎講座 高校代表委員会
7	推進委員研修講座①
10	機関紙発行
11	推進委員研修講座②
12	人権啓発カレンダー作成 人権啓発ポケットカレンダー作成 人権教育をすすめる市民の集い（記念講演：長谷川義史さん）
2	人権作品ロビー展 推進委員研修講座③
3	役員・常任委員研修会 機関紙発行 高校代表委員会
通年	◇ 各地区委員会活動（地区代表委員会、学習活動、現地研修会等） ◇ 役員会 ◇ 常任委員会 ◇ 役員と参与の会 ◇ 特別活動部会（研修活動・機関紙編集・広報活動・ホームページ） ◇ ホームページの情報更新

豊中子ども文庫連絡会の概要

代表者	昇 麗子
設立年	昭和 46 年（1971 年）
活動目標	豊子連は「すべての子どもたちに読書のよろこびを」と願い活動が続けてきました。文庫活動・おはなし会・講座などで子どもや子どもの周りの大人に読書の楽しさ、大切さ、子育てに関する情報提供を行います。
R6 予算額	667,842 円(補助金額 567 千円含む)
月	主な活動内容（すべて補助対象事業）
R06 7 R06.9 R06.11	1. 図書館との共催事業 子どもと本のまつり 「チャンプル屋台村」参加 子どもと本のつどい 講師：絵本作家 /はた こうしろう氏 「ショコラフェスタ」参加
R07.2	2. 豊子連主催事業 豊子連講座 講師：大阪国際児童文学振興財団 理事・総括専門員/土居 安子氏 ふれあい講座（1 文庫で開催） 50 周年記念誌作成 3. 図書館事業や子育て・子育て支援事業への協力 「えほんはじめまして」事業 出前講座 子育てサロン「さくらぐみ」 4. その他 子ども読書活動連絡会委員 図書館協議会委員

豊中市こども会連合会の概要

代表者	益 田 義 孝
設立年	昭和 35 年（1960 年）
活動目標	指導者育成を行うとともに、関係機関との連絡を図り、組織的な活動によって、地域社会の向上に寄与する。 高校生リーダー・青年リーダーの精神面・技術面の向上を図ることを目的とする。加えて、こども会のメンバーの自主性、協調性を育むことも目的とする。
R6 予算額	883,570 円（補助金額 250 千円含む）
	主な活動内容（ <u>下線は補助対象事業</u> ）
	<会議等> 総会・市こ連加入説明会（4 月）、<u>連合大会（5 月）</u>、定例会（月 1 回）、豊能ブロック総会（年 1 回）、豊能ブロック役員育成者研修会（年 1 回）、府こ連関連会議（随時） <こども会活動の促進・指導に関する事業> こども会カーニバル（5 月） <u>新春かるた大会（2 月）</u> <指導者・育成者の確保に関する事業> 初級指導者講習会 <u>キャンプリーダー講習会</u> <u>リーダーズキャンプ</u> <u>青年リーダー交流会</u> <その他> ふれあい緑地フェスティバル参加（5 月） 地区お祭りワールド（6 月） <豊中市との連携事業> 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む、不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムに指導員として従事

ボーイスカウト豊中協議会の概要

代表者	安 田 哲 朗
設立年	昭和 51 年（1976 年）
活動目標	・加盟登録員の増加を図る ・スカウトが生き活きと活動できる団（隊）・地区づくり ・指導者の資質向上を図る
R6 予算額	1,237,139 円（豊中市補助金額 216 千円含む）
	主な活動内容（ <u>下線は補助対象事業</u> ）
	<会議等>総会（年 2 回）、環境委員会（年 5 回） <行事> ○<u>第 13 回日本アグーナリー派遣</u> R6(2024)年 8 月 8 日～12 日 福島県 国立磐梯青少年交流の家 ・キャンプを通じて全ての参加者が障がいについての理解を深め人格と個性を尊重し支えあう社会の実現をめざす。 ・派遣される隊指導者及び奉仕者への支援を行う。 ○<u>とよなか市民環境展参加</u> スカウトが身の回りの地域社会の環境に関心を持つことをめざし、「よい環境・わるい環境」写真展への応募を促進する。 ○<u>講演会 食物アレルギーについて</u> 保護者から離れて子どもたちが活動する機会に、指導者が食物アレルギーの正しい知識を持ち対応できるよう学ぶ機会を提供する。 <その他> ○各団に対する、ボーイスカウト加入推進活動への後方支援 ○ふれあい緑地フェスティバル参加 <豊中市との連携事業> 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む、不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムに指導員として従事

ガールスカウト豊中地区協議会の概要

代表者	内 田 晴 子
設立年	昭和 56 年 (1981 年)
活動目標	少女と女性が、責任ある市民として、自ら考え行動できる人となるよう「自己開発」「自然とともに」「人とのまじわり」の3つの活動ポイントを持って、体験を通した活動をすることを目標とする。
R6 予算総額	239,326 円 (補助金額 171 千円含む)
	主な活動内容 (下線は補助対象事業)
	<会議等> 総会、連絡会、役員会、各種事業にかかる実行委員会 (随時) <研修・講習会> 研修・講習会 (団運営、リーダー養成など) <u>人権研修、環境課題・地域課題研修</u> <一般子ども対象事業> <u>体験集会 各地域で実施 (年 10 回)</u> <ボランティア協力事業> <u>災害支援訓練参加 (年 1 回)</u> <u>ボランティアフェスティバル参加 (年 1 回)</u> <u>わっぱるワークキャンプ参加 (年 2 回)</u> <u>わっぱるオープンフェスタ (年 1 回)</u> <その他> ふれあい緑地フェスティバル参加 (5 月) 社会を明るくする運動駅頭啓発参加 (7 月) 敬老のつどい参加 (9 月) 環境展参加 (11 月) <市との連携事業> 青少年交流文化館いぶきにおいて取り組む、不登校児童・生徒を支援する創造活動プログラムに指導員として従事

社会教育推進の取組みについて

1. 令和6年度の取組み

① 関係課会議 8月・2月 社会教育の推進事業の進捗状況について等

② 地域課題解決に資する人材育成に係る連続講座の企画

	関係課	企画名	進捗状況等
1	社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	絵本好きママパパ集まれ ～赤ちゃんと参加する絵 本サロン～	・交流時間を持つことで、参加者同士の 関係を深めた。 ・育休期間の終了で、継続しての参加が 難しい人が出てきている。 ・4月以降は、蛭池図書館のオープンス ペースで読み聞かせをする流れを作っ ている。
2	社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	作って！読んで！レベル アップ料理クエスト	・ブックトークや参加者同士で簡単な 料理をして交流を図った。 ・3月に子どもたちが主体となり、子ど も食堂を運営する。
3	社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	地域でパパママの繋がり をつくる♪連続講座子育て部	・毎回いろいろなテーマでの講座を開 催し、参加者同士の交流を行った。また、 「夢フェス☆ほたる」で、親子向けの演 奏会を開催した。
4	社会教育課 千里公民館	千里なぞときまちあるき 「千里の道も一歩から」の なぞときを作ろう	・9月に参加者がなぞときの素材を探 す、まちあるきを開催した。 ・今後、冊子をデザインするとともに、 実際に謎を解くイベントを開催する。

③ 社会教育主事及び社会教育士の育成

- ・社会教育主事講習受講 読書振興課 1人・公民館 1人
- ・社会教育主事の任命 読書振興課 1人

2. 令和7年度事業計画

①地域課題解決に資する人材育成に係る連続講座の企画

	関係課	企画名	ねらい
	1 社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	作って！読んで！レベル アップ料理クエスト	昨年度に引き続き開催し、料理と関係する本に親しむ機会を作るとともに、子ども食堂に関わるきっかけづくりとする。
新規	2 社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	子どもの発達が気になる 子どもと大人の感情コントロール	日常生活の中で適切な対応を行うためのヒントをみつける機会とする。参加者同士の交流を図ることで、地域でのつながりを作り、今後も継続予定の講座を手伝ってくれるボランティアを募る。
	3 社会教育課 千里公民館	千里子育て部	昨年度に引き続き開催し、場所を千里公民館に変更し、新たな地域の人材育成を図る。
新規	4 社会教育課 蛭池公民館 読書振興課	蛭池図書館・蛭池公民館連携事業	蛭池図書館のリニューアルに伴い、コーヒーをキーワードにした地域の魅力発信及び地域連携の強化につなげる。

②関係課会議 年2回実施

③社会教育主事及び社会教育士の育成（当日資料1 配置計画参照）

- ・社会教育主事講習受講 民間1人（予定）
- ・社会教育主事資格取得（社会教育士を称する）のための手続き等を市ホームページで広く案内

3. 令和7年度予算

751,000 円

（内訳）講師・スタッフ謝礼金 519,000 円

消耗品費 140,000 円

印刷製本費 84,000 円

施設使用料 8,000 円

※現在市議会で審議中

令和7(2025)年度 教育予算の概要 主要施策（社会教育費抜粋）

【凡例】拡充:拡充事業 （ ）:内訳金額

			事業名称	予算額;千円	所属
1			地域魅力発信・地域連携講座	31,022	中央公民館
	1		放課後・土日の学習支援事業(中学校及び義務教育学校後期課程生徒)	(30,932)	
2	拡充		放課後こどもクラブ運営	1,230,908	学び育ち支援課
	1		新田、泉丘、少路、野畑、東泉丘の各小学校放課後こどもクラブの運営を委託し、習い事ができるクラブを拡大 【令和6年3月債務負担行為 令和7年度～令和9年度 848,800千円】	(277,549)	
	2		南桜塚、庄内よつば学園の各小学校放課後こどもクラブの運営委託(土曜日のみ) 【令和7年3月債務負担行為 令和8年度～令和10年度 600,000千円】	(4,402)	
3			放課後等の児童の居場所づくり事業	190,144	学び育ち支援課
	1		放課後の学習支援事業 5・6年生に放課後の学習支援を実施	(45,220)	
4	拡充		図書館活動・すべての人への資料提供事業	310,223	読書振興課
	1		リニューアルオープンする螢池図書館で多世代交流を促進する事業の実施	(40)	
5			(仮称)中央図書館基本構想の推進	14,090	読書振興課
	1		(仮称)中央図書館の整備に向けた関係者協議及び補助金申請に係る事前調査を行うとともに、(仮称)中央図書館整備計画を市民に周知	(14,090)	
6	拡充		文化財保存修理事業	100,818	社会教育課
	1		市指定史跡原田城跡急傾斜他の安全対策事業 【令和6年12月債務負担行為補正 令和6年度～令和7年度 100,818千円】	(100,818)	
7			文化財の保護	11,183	社会教育課
	1		西山氏庭園の離れ活用のための備品等の購入	(1,597)	

本市の社会教育行政 ～図書館及び公民館の連携あり方について～

R6.12.17 総合教育会議

他市事例①

ぎふメディアコスモス（岐阜県）

- ▶ H27.7開館（岐阜大学医学部跡地） 建築費約60億円
「知の拠点」中央図書館 蔵書55万冊（最大90万冊所蔵可）、座席数910席
「絆の拠点」市民活動交流センター（スタジオ100席等）、多文化交流プラザ
「文化の拠点」展示ギャラリー、ホール（200席）
からなる複合施設
- ▶ 延床面積 15,444.23㎡ 地上2階、地下1階
- ▶ 来館者数 H30 130万人来館
（図書館） 旧 15万人/年 → 現 51万人/年（R4）
- ▶ 全館コンセプト 複合文化施設 屋根のついた公園
- ▶ 備考 館長のもと、館一丸となってイベントを実施することにより賑わいを創出できている



他市事例②

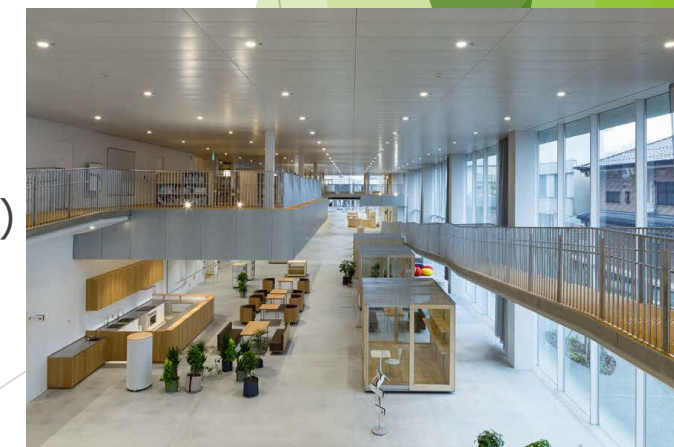
須賀川市民交流センター（tette）（福島県）

- ▶ 平成31年1月開館 建設費約75億円
中央図書館（蔵書約20万冊）、こどもセンター、円谷英二ミュージアム、市民活動サポートセンターの複合施設として設置。
- ▶ 延べ床面積 13,698.5㎡ 地上4階、地下1階
- ▶ 来館者 オープンから692日目で100万人来館
（図書館） 10万5千人/年（H29） → 63万5千人/年（R5）

▶ 基本コンセプト

～人を結び、街をつなぎ、情報を発信する場の創造～

- ・ だれもが気軽に集い、語りあえる人と人との出会い交流の場（交流の拠点）
- ・ 様々な情報を知ることができ、ともに学び、育てあう場（知と学びの拠点）
- ・ まちの歴史、文化、観光、市民活動などの情報を発信する場（情報発信の拠点）
- ・ まちの魅力、資源を再発見する場（気づきの拠点）
- ・ まちを元気にする活動を支援する場（市民活動支援の拠点）
- ・ まちの新しい魅力、須賀川らしさを創り出す場（魅力創造の拠点）



本市のこれまでの歩み 複合化、コラボ化

▶ 平成20年 千里文化センター～コラボ～ 開設

図書館、公民館、新千里出張所、保健センター、老人福祉センター（現介護予防センター）の複合施設化とともに、千里文化センター長を配置し、上記施設をまとめる形態をとった。

図書館利用者数 16万4千人/年（H19）→ 28万7千人/年（R5）

▶ 令和5年 庄内コラボセンター～ショコラ～ 開設

千里コラボに次いで、2番目のコラボセンターとして、南部活性化のため庄内文化センターの図書館、公民館、介護予防センターに加え、庄内出張所、庄内保健センター、子育て支援センター、市民公益活動支援センターを複合施設化し、千里コラボ同様、センター長が館内の施設をまとめる形態をとった。

図書館利用者数 5万2千人/年（R4）→ 7万4千人/年（R5）

▶ 効果

センター長による統括の効果が、これまで以上の各施設間の連携が円滑に行われ、賑わいを生み出している。

R6年度連携事業

社会教育主事による図書館・公民館等連携事業①

▶ 社会教育主事とは

社会教育法に基づき教育委員会におかれる専門職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的指導に当たる役割を担う。

▶ 豊中市における社会教育主事の役割

豊中市の社会教育は「地域の人材育成」と位置づけ、関係機関が連携して進めていく。

社会教育の推進に当たっては、社会教育行政機関に計画的に社会教育主事を配置し、初期の人材育成から継続的なフォローアップを行いながら、連携して社会教育をコーディネートする。

■現在の配置状況	社会教育課	2人
	公民館（中央公民館）	1人
	図書館（読書振興課）	1人
■今後について	計画的に関係課に配置していく	

R6年度連携事業

社会教育主事による図書館・公民館等連携事業②

▶ 絵本好きなママパパ集まれ～赤ちゃんに参加する絵本サロン～

- 概要 絵本を通して学び合い、交流し、将来的に地域で活動していくことも視野にいたれた人材育成講座
- 対象 0歳児の子どもとその親
- 会場 名勝西山氏庭園や螢池公民館
- 参加人数 各回9組前後（現在、6回目）
- 所感 参加者は、読み聞かせを聞くところから始めたが、
予定回数後、終了か継続の打診、担当者の提案等により、
今では自分たちで読み聞かせ合うまでになった。
一方、西山氏庭園を絵本サロンの会場として活用し、
こどもの情操教育に資する可能性を感じ、また、西山氏庭園活用の新たなヒントも得られた。



R6年度連携事業 社会教育主事による図書館・公民館等連携事業③



1回目



2回目



3回目



6回目



5回目



4回目

R6年度連携事業

社会教育主事による図書館・公民館等連携事業④

▶ 作って！読んで！レベルアップ 料理クエスト

■概要 司書のブックトークやクッキングを通して、子どもの知的探求心を育むとともに、第3期豊中市食育推進計画で基本目標にある「おいしく、楽しく、食事をしよう」「食べる物、食べることを大切にしよう」の達成をめざす。同時に、市内高校生や大学生に見守りボランティアとして参加してもらいながら、豊中の子ども食堂事業に関わることで地域活動を身近なものにしようとするもの。

■対象 小学校5年生、6年生、中学校1年生

■会場 螢池公民館

■参加人数 各回7人前後（現在、3回目）

■所感 回数を重ねるごとに、料理や食材に関する本から知識を得る楽しさ、料理の楽しさ、食事を大切にいただく気持ちが子どもたちに伝わりつつあると感じる。今後は、子ども食堂が「まちの居場所」であると同時に、自分の居場所でもあることを知り、その担い手に自然となるよう事業を進めたい。



R6年度連携事業

社会教育主事による図書館・公民館等連携事業⑤

▶ 地域でパパママの繋がりをつくる連続講座 子育て部

司書による読み聞かせを行いつつ、子育て中の保護者の地域活動への参加を促すきっかけを作るとともに、地域で保護者同士のつながりを作り、助け合える環境作りを行う。

また、蛍池公民館主催イベント「夢フェスタ☆ほたる」で参加者が企画・出店に携わることを目的とする。

▶ 千里なぞときまちあるき～千里の道も一歩から～

千里地域に住む子どもと保護者に地域を知ってもらう機会とするとともに、地域への愛着を育み、地域貢献の思いを育てる。

また、謎解き用の謎は、募集した市民参加者が中心となって作成するとともに、謎解きマスターとなってもらい謎解きに参加者のフォローをしてもらうことを目的とする。次年度には、蛍池図書館中心にルシーオーレを使った謎解きや、岡町図書館でも取り組む予定。



これからの螢池図書館 ～サービス～

鳥瞰図



コンセプト



イベント

- ・ 大人向け・子どもむけ・親子向け・多世代交流イベント
- ・ 公民館・社会教育課・ルシオーレ内施設と連携したイベント
- ・ 館内のごろごろゾーン、飲食可能閲覧スペース、自学自習スペースを使ったイベント

豊中市（仮称）中央図書館基本構想の推進

○令和2年度（2020年度）

「豊中市（仮称）中央図書館基本構想」策定

▶（仮称）中央図書館を核とした新たなサービス網の構築

○令和4年度（2022年度）

「豊中市立図書館みらいプラン」策定

▶基本構想の施設配置及び新たなサービスを具現化
・施設配置

中央館	候補地を3か所選定
地域館	庄内・千里図書館
分館	野畑・東豊中・高川・螢池図書館
サービスポイント	いぶき・豊中駅周辺・緑地公園駅周辺 ※中央館の候補地に応じ服部

・新たなサービス展開
□多世代滞在型の機能展開
□電子書籍の拡充
□新規登録の電子化 など

（仮称）中央図書館の概要

規模	約5,000㎡（蔵書数55万冊）を想定
開館時期	令和10～11年度（2028～2029年度）
場所	曽根駅前の民有地を第一優先候補地に選定（令和5年度）
機能イメージ	・「行ってみたい」と思える図書館 ・人と人をつなぎ、まちを元気に ・地域館や分館の支援体制の充実 ・すべての人が利用しやすい図書館に
役割	・課題解決に役立つ専門書など充実した蔵書 ・選書の実施 ・レファレンスなど専門性の高いサービスの中核 ・地域館、分館、SP、学校図書館への支援拠点 ・市民交流や情報発信の中心 ・多様な目的に応じた快適な閲覧環境 ・多目的なオープンスペース

○令和6年度（2024年度）

「豊中市（仮称）中央図書館整備計画」策定予定

まとめ

▶ 他市事例から

近年、図書館を核とした複合施設化により賑わいを生み出している

▶ 本市の取り組みから

- ・ 複合化（コラボ化）及びセンター長の配置による連携効果の向上（賑わいの創出）
- ・ 令和6年度から、図書館や公民館などの社会教育施設を連携させた、人材育成に資する連続講座を実施し、連携による相乗効果が向上
- ・ 令和7年度 螢池図書館リニューアル
- ・ 令和10年度～令和11年度 （仮称）中央図書館開館予定

図書館及び公民館の今後の連携のありかた

▶ これからの図書館に求められるもの

誰もが憩える空間

▶ これからの公民館に求められるもの

市民の誰でもが学べる場の提供

地域人材の育成

▶ 図書館と公民館のさらなる連携

螢池図書館のリニューアルオープン（R7）を機に、図書館と公民館の一体的な運用の試行

ex) 図書館がグループづくりのきっかけを担い、恒常的な活動を公民館がフォローする

→ サービスの質の向上

（仮称）中央図書館、中央公民館、文芸センター 教育文化3施設の事業連携の検討

▶ 図書館と公民館の新たな体制の検討

（仮称）中央図書館の開館時に合わせ、図書館と公民館のシームレスな連携に最適な体制の検討

豊中市社会教育主事配置計画(案)

単位:人

		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
社会教育課		1	1	1	1	1	1	1	1
	郷土資料館「とよみゆー」	-	-	-	-	-	1	1	1
	青少年交流文化館いぶき	-	-	-	-	-	-	-	1
公民館		1	1	1	1	1	1	1	1
図書館		1	1	1	1	1	1	1	1
学び育ち支援課		-	-	-	1	1	1	1	1
計		3	3	3	4	4	5	5	6

＜配置計画の考え方＞

- ・社会教育主事は社会教育法上、教育委員会に必置で、法上は1名の任命が求められている。
- ・一方、本市では、令和5年度に社会教育委員会議から「豊中市の社会教育のあり方について」の提言を受け、その中で「社会教育行政機関は、計画的に社会教育主事を配置」することとしている。
- ・社会教育主事を任命するためには、法が定める社会教育主事任用資格を保持していることが必要。
- ・ただ、社会教育主事任用資格保持者は少ないため、基本的には国が実施する社会教育主事講習に職員を派遣し、任用資格保持者を増やす必要がある。
- ・また、この講習は7月から8月にかけて約1か月間受講する必要があるため、講習に職員を派遣すること自体ややハードルが高い。
- ・社会教育主事講習の本市の受講枠は、年により変動があるが例年2名前後。
- ・また、社会教育主事は専門職ではなく、事務職を任命することが多いため、異動による配置数の減少要因がある。
- ・上記のことを総合的に考え、毎年2名前後社会教育主事講習を受講させ、任用資格保持者を徐々に増やし、社会教育主事が異動しても他の任用資格保持者を任命し、上記の配置計画を維持する。
- ・ただし、社会教育主事任用資格保持者数は課により偏りがあるため、一時的に配置できない場合はやむを得ないものとする。

豊中市（仮称）中央図書館整備計画 【概要版】

1 計画の目的

豊中市は、「豊中市（仮称）中央図書館基本構想（令和3年2月策定）」を具現化する「豊中市立図書館みらいプラン（令和5年3月策定）」において、3か所の候補地を示し、令和5年度には（仮称）中央図書館の第一優先候補地を阪急電鉄宝塚線曽根駅前の民有地に選定しました。併せて（仮称）中央図書館の整備に向け、市民ワークショップやアンケート調査等を実施し、市民ニーズの把握に取り組みました。それらを踏まえ、（仮称）中央図書館の整備・運営に係る内容を示した「豊中市（仮称）中央図書館整備計画」を策定しました。今後は本計画に基づき（仮称）中央図書館の整備・運営体制の構築を進めます。

なお、本計画期間は令和7年（2025年）2月から（仮称）中央図書館整備までとします。

2 市民・団体等のニーズ

（仮称）中央図書館については、図書館協議会からの意見書をはじめ、「基本構想」「みらいプラン」「整備計画」の策定過程において市民・事業者の皆さまから多くの意見をいただきました。この意見をもとに、市民の皆さまとワークショップを実施し整備計画の検討を進めました。

年度	実施状況	計画
平成30年度	・豊中市立図書館における中央図書館機能について意見書（図書館協議会）	基本 構想
令和元年度	・市民及び来館者アンケート調査	
令和2年度	・図書館関係団体ヒアリング ・オンラインミーティング ・基本構想のパブリックコメント	
令和3年度	・サウンディング型市場調査（事業者）	—
令和4年度	・市民ワークショップ ・みらいプランのパブリックコメント	みらい プラン
令和5年度	・市民ワークショップ ・図書館関係団体アンケート ・中高生アンケート ・子育て世帯アンケート ・障害者アンケート	整備 計画
令和6年度	・豊中市 LINE アカウント登録者アンケート ・図書館利用者アンケート（来館者） ・市民ワークショップ ・整備計画のパブリックコメント	

3 サービス方針

あらゆる図書館サービスの中心となるための5つのサービス方針を示します。

サービス方針	
①人と情報をつなぎ きたくなる中央館	・「知の拠点」の中核施設として、多様な資料や情報の収集・保存・提供 ・開架エリア（利用者スペース）の魅力を高め、市民が滞在できるスペースの確保 ・市民の学びや情報取得及び発信の支援、図書館からの情報の発信等
②人と人をつなぎにぎ わい溢れる中央館	・人が集い交流を生むスペースの設置やイベント・講座などの事業の市民協働
③図書館ネットワーク でサービスの充実を 図る中央館	・図書館ネットワークの中核として、地域館や分館・学校図書館との連携 ・地域館や分館、図書サービスポイント、学校図書館等への支援 ・関係機関等と連携し、全市的な図書館サービスの充実
④すべての人が利用し やすい中央館	・利用者層を広げ、多世代に親しまれる図書館（利用しやすさ No.1 をめざす） ・誰もが安心して安全に利用できる施設の整備
⑤まちの魅力を高める 中央館	・豊中のシンボルとなる中央館をめざし、様々な資源と有機的につながり、まちを 活性化 ・公民館と一体的に取組みを推進し、他の公共施設と共に文化の発展に寄与 ・公園の活用や商業施設などとの連携

4 サービス計画・整備計画

5つのサービス方針のもとにサービス計画、諸室・設備等の整備方針等を示します。

(1) サービス計画と諸室・設備等の整備方針等

サービス計画		諸室・設備等の整備方針	関連する諸室・設備等
① 人と情報をつなぎ行きたくなる中央館	魅力ある蔵書の提供	○市民ニーズ等に応じた資料を提供できる開架書架や新聞・雑誌コーナーの整備 ○地域資料や市政資料の専用書架、展示コーナーの整備 ○バリアフリーに配慮した誰もが利用できる開架書架の整備 ○蔵書更新を行いやすい作業スペースの整備 ○資料確保に必要な閉架書庫の整備	・一般資料、10代向け資料、児童資料、障害者用資料、医療・健康情報、学術・専門書、レファレンス資料、地域や市政資料などの開架書架 ・新聞・雑誌コーナー ・総合窓口 ・レファレンス相談窓口 ・参考室 ・展示コーナー ・オープンスペース ・事務室スペース ・作業スペース ・閉架書庫 ・情報通信設備・情報端末機器
	学術的・専門的な資料の提供	○学術書・専門書を提供できる開架書架や適切に保管できる閉架書庫等の整備 ○国立国会図書館等の取り寄せ資料の保管・複写作業スペースの整備	
	レファレンスサービスの提供	○利用者が相談しやすいレファレンスサービスが提供できる場の整備 ○自ら調べやすい書架の配置と情報端末機器の設置	
	情報発信	○エントランス、オープンスペース、閲覧スペース等でのテーマに応じた展示コーナーの整備 ○ホームページやSNS等のデジタル情報発信を行う情報機器の設置	
② 人と人をつなぎにぎわい溢れる中央館	にぎわいの創出	○自然と交流が生まれるオープンスペースの整備 ○親子で過ごしやすい環境整備 ○ビジネスで利用しやすい環境整備	・オープンスペース（※再掲） ・児童資料の開架書架・閲覧スペース（※再掲） ・授乳室、親子トイレ、読み聞かせスペース ・オフィスブース ・ビジネス資料の開架書架 ・パソコン等利用可能な閲覧席 ・集会室や研修室（グループ学習室） ・団体貸出資料倉庫 ・ボランティア支援室 ・階段
	市民との協働	○市民や団体と協働し事業を推進するための場の整備（打合せ、イベント等）	
	こども・若者が学ぶ	○館内見学や職業体験しやすい図書館の整備 ○地域の大学や専門機関等と連携した学びの場の整備	
③ 図書館ネットワークでサービスの充実を図る中央館	ネットワークの中核	○図書館全体を統括し、事業展開の推進とリスクへの対応に必要な整備	・事務室スペース（※再掲） ・情報通信設備・情報端末機器（※再掲） ・ストックスペース、荷捌きスペース ・人荷エレベーター ・駐車スペース
	資料の物流	○円滑な図書の物流支援を支えるバックヤードの整備	
	地域館への支援	○地域情報の収集・保存・提供・発信の支援、地域館の企画行事の支援に必要な整備	
	分館・図書室への支援	○分館・図書室への資料提供・情報発信の支援、特色ある分館づくりの企画に必要な整備	
	図書サービスポイントの運営	○図書サービスポイントの運営支援に必要な整備	
	学校図書館への支援	○学校図書館の運営支援に必要な整備	

サービス計画		諸室・設備等の整備方針	関連する諸室・設備等
④ すべての人が利用しやすい中央館	利用しやすい環境整備	○「にぎやか」、「静か」の音のゾーニング、「飲食可能な閲覧スペース」などによる利用しやすい空間の整備 ○座席、机、広さ、眺望など利用者の使い方に合わせて選択できる多様な閲覧環境の整備 ○子どもや子育て世代、若者、障害がある人などに配慮した環境整備 ○個人からグループまで、多様な学びの場の整備 ○予約資料受取コーナーや 24 時間予約貸出しによる図書の貸出・返却の場の整備 ○情報端末が利用しやすい快適なデジタル環境の整備 ○利用しやすい駐輪場・駐車場の整備	・総合窓口、エントランス、通路、エレベーター、階段（※再掲）、トイレ、案内サイン ・閲覧スペース（※再掲）、静寂読書室、対面朗読室・調整室 ・携帯電話ブース ・授乳室（※再掲）、一時保育スペース ・自学自習室 ・集会室・研修室（グループ学習室）（※再掲） ・予約資料受取コーナー ・24 時間予約資料貸出ロッカー ・図書館閉館時返却ポスト ・情報通信設備・情報端末機器（※再掲） ・駐輪場、駐車場 ・電算室
	アウトリーチサービスの実施	○動く図書館の巡回サービス運用スペースの整備 ○郵送・宅配事務スペースの整備	
	デジタル化の推進	○非来館型サービスや図書館内のデジタル化を支える情報通信設備の設置 ○閲覧室・集会室の電子予約システムや電子管理システムの設置	
⑤ 高めるまちの魅力を中央館	他の公共施設や関係機関との連携	○中央公民館など公共施設と連携しやすい配置計画	・総合窓口、エントランス、通路、エレベーター、階段、案内サイン（※いずれも再掲） ・倉庫
	公園の活用	○公園での活動を実施する備品・設備の確保	
	商業施設等との連携	○テナントとの連携、建物全体で連携可能な動線整備（階段やエレベーター）	
	まちなみの形成	○建物敷地内のオープンスペースにおけるデザイン配慮	

（２）諸室の分類及び規模

分類	主な諸室	面積（㎡）
(1) 利用者スペース		約 2,700
ア) 一般閲覧スペース	総合窓口、一般資料（開架）、10 代向け資料（開架）、ビジネス資料（開架）、静寂読書室	約 1,000
イ) 子ども関連スペース	児童資料（開架）、読み聞かせスペース、サービスカウンター、団体貸出資料倉庫、授乳室、親子トイレ、一時保育室、飲食可能スペース	約 800
ウ) 障害者関連スペース	障害者用資料（開架）、対面朗読室、調整室、郵送貸出室	約 100
エ) レファレンススペース	レファレンス相談窓口、レファレンス資料（開架）、地域や市政資料（開架）	約 300
オ) 新聞・雑誌スペース	新聞・雑誌コーナー	約 100
カ) 学びのスペース	集会室、研修室（グループ学習室）、自学自習室、ビジネスブース	約 400
(2) 交流スペース	オープンスペース	約 200
(3) 保存スペース	閉架書庫、児童資料書庫	約 300
(4) 管理スペース	事務室、電算室、作業スペース、ボランティア支援室、職員更衣室、休養室、来客対応スペース	約 400
(5) 共有スペース	予約資料受取コーナー、携帯電話ブース、カームダウン・クールダウンスペース	約 100
(6) 配送スペース	動く図書館等駐車スペース、学校図書館・図書館間物流等ストックスペース	約 200
(7) 駐車・駐輪スペース	来館者駐車・駐輪スペース	共用
(8) その他	廊下、設備スペース、倉庫、返却ポスト、予約資料貸出ロッカー等	約 1,100
計		約 5,000

※諸室・面積は今後の設計過程で変更されることがあります。

(3) 機能配置

2階

● 主な機能

- ・ 児童資料（開架）
- ・ 読み聞かせスペース
- ・ サービスカウンター
- ・ 団体貸出資料倉庫
- ・ 授乳室、親子トイレ
- ・ 一時保育室
- ・ 飲食可能スペース

子ども関連スペースでは、
親子でゆっくりと過ごして
もらえるね！

※1階には動く図書館などの駐車・作業スペース
のほか、返却ポストの設置を予定
※今後の設計過程で変更されることがあります。

オープンスペースは、
多世代が交流できる場所！

● 主な機能

- ・ オープンスペース、
- ・ 館内専用階段、エレベーター

勉強するなら自学自習室。
静かに読むなら静寂読書室。

● 主な機能

- ・ 総合受付
- ・ 一般資料
- ・ 10代向け資料
- ・ 新聞・雑誌
- ・ 自学自習室
- ・ 静寂読書室
- ・ 予約資料受取コーナー ほか

閉架書庫

エントランススペース

一般開架スペース

子ども関連スペース

オープンスペース

● 主な機能

- ・ 飲食可能スペース
- ・ 携帯電話ブース
- ・ エレベーターほか

エントランスで、
飲食ができるんだ！

館内階段



館内エレベーター



一般エレベーター

(3) 機能配置

3階

●主な機能

- ・レファレンス機能
- ・相談窓口
- ・インターネット検索
- ・データベース検索システム
- ・事務スペース ほか

わからないことは
気軽に相談できるよ！



医療やビジネスに
役立つ機能も充実

●主な機能

- ・医療・ビジネス資料
- ・ビジネスブース

一般開架スペース

交流スペース

集会室

研修室

●主な機能

- ・障害者資料
- ・対面朗読室
- ・ボランティア支援室 ほか



豊中ならではの魅力
に胸がトキメク～



●主な機能

- ・地域資料コーナー



館内階段



館内エレベーター



一般エレベーター

5 管理運営計画

(1) 蔵書マネジメント

基本構想で示した豊中市立図書館の蔵書構築の方針のもと、中央館における蔵書計画を示します。

中央館の蔵書構築の方針（基本構想）	
蔵書構成	入門書から専門的レベルの資料、子どもから成人まで幅広い世代の知的好奇心に応える資料を収集。また、レファレンスコレクションや豊中市関連資料、図書館利用に障害のある人のための資料（音声デージー図書・点字図書など）を集約
蔵書数	児童書や成人書、専門書などの資料の提供と保存、地域館・分館との蔵書数を勘案し、約 55 万冊と設定（開架：約 30 万冊、閉架：約 25 万冊）。 想定資料数：一般書 165,000 冊、参考図書 30,000 冊、児童書 105,000 冊

中央館の蔵書計画	
①蔵書数	・市民ニーズ調査の結果や市立図書館全体の書庫機能などから、基本構想の蔵書構築の方針を再検討 ・約 40 万冊（開架：約 25 万冊、閉架：約 15 万冊） ・開架想定資料数：一般書 165,000 冊、参考図書 30,000 冊、児童書 58,500 冊 ・蔵書の充実や落ち着いた読書環境とともに、会話しながら過ごせる場所や子どもが安心して過ごせる場所、親子向けのイベント開催など、市民の多様なニーズを実現するため、利用者スペースをゆとりある空間として整備
②学校図書館支援資料・団体貸出資料	・学校図書館やこども園・子ども文庫などの団体を支援する資料を収集・提供 ・学校図書館支援ライブラリーの図鑑セットやサポートパックなどは支援専用として運用
③障害者用資料・外国語資料	・多様な読書ニーズに対応し、点字図書や音声デージー図書等のほか、外国語資料を収集・提供
④蔵書更新	・常に同じ資料が書架に並んでいる状態が続くと、その書架は市民にとって次第に魅力の少ないものとなる傾向。そうならないために新しく図書を受け入れ、古くなったものは書架から取り除き蔵書の更新が必要。蔵書数を増減させながら、市民と資料をつなぐ機能をはたす

(2) 施設の管理運営

① 管理運営方式

豊中市立図書館は、基本構想及びみらいプランを策定し、（仮称）中央図書館を核に新たな図書館サービス網の構築に取り組んでいます。引き続き、市民協働や学校連携など本市図書館の強みを活かしながら、新たな運営体制の確立、図書館の資源を活かしたまちづくり、加速するデジタル化の進展への対応などに取り組んでいくため、図書館運営については直営で行います。維持管理は計画地が民有地であり、建設も民間事業者が行うことから、今後の協議の中で検討します。

② 開館時間・休館日

通勤・通学者や子育て世帯等、市民の多様なライフスタイルを考慮するとともに、図書館ネットワークを統括する中央館としての役割や、駅前立地の利点、周辺地域の魅力を高めるまちづくりの視点等を踏まえながら、開館時間及び開館日を職員体制とともに検討します。

令和 7 年（2025 年）2 月 豊中市教育委員会



豊中市青少年自然の家指定管理者選定委員会概要

○指定管理施設

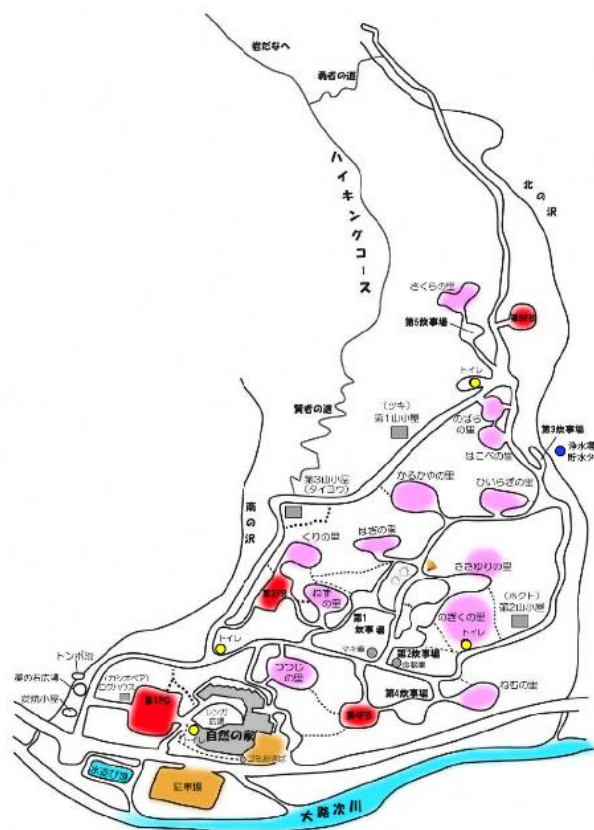
名 称 豊中市青少年自然の家 わっぱる
 所在地 大阪府豊能郡能勢町宿野 151-68
 敷地面積 9.4ha
 施 設 管理棟・宿泊棟、テントサイト、炊事場、山小屋、キャンプファイヤー等
 収容人数 キャンプ場 300 人、宿泊棟 200 人

○選定評価委員会

委 員 5 人（豊中市青少年自然の家指定管理者選定委員会規則第 3 条）
 日 程 第 1 回選定委員会 4 月中旬～下旬予定
 第 2 回選定委員会 8 月下旬予定
 第 3 回選定委員会 9 月中頃予定

○指定管理期間

令和 8（2025 年）4 月 1 日～令和 13 年度（2030 年）3 月 31 日



場内地図



宿泊棟

豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員名簿

区 分	氏 名	役 職 等
学識経験者	齊 藤 宗 徳	税理士
学識経験者	中 田 敬 司	神戸学院大学 現代社会学部教授
学識経験者	中 野 友 博	びわこ成蹊スポーツ大学 スポーツ学部教授 ※4月に退職予定
学識経験者	松 永 由美子	社会保険労務士
学識経験者	宮 村 裕 子	畿央大学 教育学部現代教育学科 ※4月から勤務先変更予定

50 音順

○豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会規則

平成24年9月28日

規則第131号

(目的)

第1条 この規則は、豊中市立青少年自然の家条例（平成20年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第24条第2項の規定に基づき、豊中市青少年自然の家指定管理者選定評価委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、条例第2条に規定する豊中市立青少年自然の家に係る指定管理者の選定及び管理状況の評価について調査審議し、その意見を答申するものとする。

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 市長は、前2項に規定するほか、前条に規定する評価を行う場合は、市民のうちから委嘱する委員2人を委員会に加えることができる。

4 前項の委員は、公募により選考する。ただし、応募がなかったときその他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(委員の任期)

第4条 委員は、第2条に規定する評価に係る調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

2 市長は、特別の理由があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長)

第5条 委員会に会長を置く。

2 会長は、第3条第2項に規定する委員の互選によって定める。ただし、同条第3項及び第4項の規定により委員2人が追加されたときは、改めて当該委員を含む全ての委員の互選により会長を定めることができる。

3 会長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の定めた委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(補助執行)

第8条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、委員会に関する事務は、豊中市教育委員会事務局長及び豊中市教育委員会事務局生涯学習課に所属する職員に補助執行させる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。

2 この規則の施行後最初に招集される委員会並びに会長及びその職務を代理する者に事故がある場合その他会長の職務を行う者がいない場合における委員会の招集及び会長が決定されるまでの委員会の議長は、市長が行う。

附 則（平成25年4月1日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日規則第80号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。